

古平町告示第22号

公募型プロポーザルにより受注者を選定するので次のとおり告示する。

平成29年12月4日

古平町長 貞村 英之



1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 業務名 古平町立地適正化計画策定支援業務委託
- (2) 履行場所 古平町大字浜町40番地4
- (3) 業務内容等  
別紙「古平町立地適正化計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (4) 契約期間 契約締結の日から平成30年3月30日まで  
※本業務委託契約は2ヵ年の全体業務のうち、初年度の業務委託である。次年度以降は初年度に契約した者と随意契約を予定しているが、本契約は次年度以降の契約を確約するものではない。
- (5) 業務委託料 12,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。  
※上限を超える提案者は、本プロポーザルに参加することができない。  
※平成29年度の支払限度額は、4,000,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 公募型プロポーザル方式参加希望者に必要な要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 北海道内を本店の所在地として営業していること
- (2) 過去5年の間に、次に掲げるすべての策定業務を受注した実績を有すること
  - ア 立地適正化計画
  - イ 市町村都市計画マスタープラン
  - ウ 都市計画基礎調査
- (3) 団体又はその代表が次の者に該当しないこと
  - ア 契約を締結する能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令167条の4の競争入札参加排除の規定に該当する者
  - エ 公示の日から審査日のいずれかの日に本町の指名停止の措置を受けている者
  - オ 地方自治法第244条の2第11項（指定管理者の指定の取消し・停止）の規定による取り消しを受けたことがある者
  - カ 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者（更正手続き又は

再生手続きの開始後、古平町から再認定を受けている者を除く)

キ 北海道内の本店が所在する市町村から課税されている地方税を滞納している者

ク 国税を滞納している者

ケ 都道府県公安委員会が指定する暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員並びに支配人及び代表者として使用している者

(4) 次のいずれの資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できる者

ア 技術者 (総合技術管理部門：都市及び地方計画)

イ 技術者 (建設部門：都市及び地方計画)

ウ シビルコンサルティングマネージャー (都市及び地方計画)

### 3 応募手続

別紙「古平町立地適正化計画策定支援業務公募型プロポーザル募集要領」のとおり

### 4 問い合わせ先

〒046-0192

北海道古平郡古平町大字浜町 40 番地 4

古平町総務課

TEL : 0135-42-2181 (内 21)